

平成 2 8 年 3 月 2 日

# 第 1 回 大垣市議会定例会議案

(2 / 2)

## 議第 26 号

大垣市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

大垣市議会の議決すべき事件を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。
- (2) 大垣市功労者表彰条例（昭和 30 年条例第 17 号）第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の表彰を行うこと並びに同条例第 6 条第 1 項の規定により金品を贈呈すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(大垣市功労者表彰条例の一部改正)

- 2 大垣市功労者表彰条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「については」の次に「、大垣市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 28 年条例第 号）の定めるところにより」を加える。

第 6 条第 1 項中「市議会の議決を経て」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定による金品の贈呈については、大垣市議会の議決すべき事件を定める条例の定めるところにより、市議会の議決を経るものとする。

議第 27 号

大垣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

大垣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、消費生活センター（同項第 1 号に規定する消費生活センターをいう。以下同じ。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(公示)

第 2 条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

- (1) 消費生活センターの名称及び住所
- (2) 法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事務を行う日及び時間

(消費生活センター長及び職員)

第 3 条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員)

第 4 条 消費生活センターには、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第 5 条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(研修)

第6条 市長は、消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第28号

大垣市職員の退職管理に関する条例の制定について  
大垣市職員の退職管理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議第 29 号

大垣市公契約条例の制定について

大垣市公契約条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市公契約条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）

第 2 章 公契約の適正化（第 7 条－第 12 条）

第 3 章 適正な労働条件の確保（第 13 条－第 16 条）

第 4 章 地域経済の健全な発展（第 17 条）

第 5 章 雑則（第 18 条－第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者等の責務を明らかにすることにより、公契約に関する制度の適正な運用及び社会的責任の向上を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事又は製造その他についての請負の契約をいう。
- (2) 事業者 市と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 下請負者 事業者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者をいう。
- (4) 事業者等 事業者及び下請負者をいう。
- (5) 社会的責任 公契約の履行に当たり果たすべき、適正な労働条件の確保、若年労働者、障害者等の就業機会の確保、男女共同参画の推進その他の社会的な責任をいう。

（基本理念）

第 3 条 公契約は、次に掲げる事項を基本として実施されなければならない。

- (1) 締結に至る過程において、公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- (2) 適正な履行を確保すること。
- (3) 社会的責任の向上に努めること。
- (4) 地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮するよう努めること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、適正な公契約に関する施策を総合的に実施しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、第3条の基本理念にのっとり、市の実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

(市民の理解と協力)

第6条 市民は、市の実施する公契約に関する施策が地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民福祉の増進に寄与することを理解し、当該施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 公契約の適正化

(契約方法)

第7条 市は、公契約の締結に当たっては、契約の性質及び目的を踏まえた適切な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行わなければならない。

(契約条件)

第8条 市は、公契約の適正な履行を確保するために、価格、品質、納期その他の契約条件が適切なものとなるよう努めなければならない。

(適正な価格の積算)

第9条 市は、公契約の予定価格を定めるに当たっては、経済社会情勢の変化及び市場における労務その他の取引の実例価格を考慮して積算しなければならない。

2 事業者等は、公契約の内容に適合した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。

(発注規模の適正化)

第10条 市は、適正かつ合理的な規模で公契約を発注しなければならない。

(発注時期の適正化)

第11条 市は、業務の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適正な時期に公契約を発注しなければならない。

(支払の適正化)

第12条 市及び事業者等は、契約及び関係法令で定められた期間内に、契約



に基づく支払をしなければならない。

### 第3章 適正な労働条件の確保

(適正な労働条件の確保)

第13条 事業者等は、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(報告及び調査)

第14条 市長は、適正な労働条件の確保のため必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(指導等)

第15条 市長は、前条の報告又は調査の結果、適正な労働条件が確保されていないと認めるときは、事業者に対し是正するよう指導することができる。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは速やかに是正の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置を講じたときは市長に報告しなければならない。

(下請負者との契約)

第16条 事業者等は、建設業法(昭和24年法律第100号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)その他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、下請負者との対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結しなければならない。

### 第4章 地域経済の健全な発展

(市内事業者の活用)

第17条 市は、公契約を発注するときは、市内に事務所又は事業所を有する事業者(次項において「市内事業者」という。)の積極的な活用に努めなければならない。

2 事業者等は、公契約の履行に当たっては、下請負者を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内事業者の積極的な活用に努めなければならない。

### 第5章 雑則

(意見聴取)

第18条 市は、公契約に関する制度の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、学識経験者、事業者その他関係団体の意見を聴くことができる。

(実施状況の公表)

第19条 市は、必要があると認めるときは、公契約に関する制度の適正な運

用を図るために講じた措置の状況を公表するものとする。

(指定管理者の指定等)

第20条 市は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせようとするときは、この条例の趣旨を踏まえ、その指定等を行わなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に締結する公契約について適用する。

## 議第30号

大垣市行政不服審査会条例の制定について

大垣市行政不服審査会条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

### 大垣市行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、大垣市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開しないものとする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中第65号を第66号とし、第26号から第64号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 行政不服審査会委員

第5条第1項中「第64号」を「第65号」に改め、同条第2項中「第1条第65号」を「第1条第66号」に改める。

別表中「防犯推進協議会委員」を「防犯推進協議会委員  
行政不服審査会委員」に改める。

議第 3 1 号

大垣市情報公開条例等の一部改正について

大垣市情報公開条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市情報公開条例等の一部を改正する条例

(大垣市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 大垣市情報公開条例(平成 1 0 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章 情報の公開(第 5 条―第 1 5 条)」を  
「第 2 章 情報の公開(第 5 条―第 1 2 条) に、「第 1 8 条・第 1 9  
第 2 章の 2 審査請求等(第 1 3 条―第 1 5 条)」  
条」を「第 1 8 条―第 2 0 条」に改める。

第 7 条の 3 を次のように改める。

(存否に関する情報)

第 7 条の 3 実施機関は、公開の請求に係る情報が存在しているかどうかを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる場合は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒むことができる。

第 8 条中「(以下「請求者」という。)」を削る。

第 9 条第 2 項中「請求者」を「情報の公開を請求したもの(以下「請求者」という。)」に改め、同条第 5 項中「実施機関以外のものに」を「実施機関以外のもの(以下「第三者」という。)」に、「実施機関以外のものの」を「第三者の」に改め、同条第 6 項中「当該実施機関以外のものの」を「第三者の」に、「実施機関以外のものに」を「第三者に」に改める。

第 1 2 条の次に次の章名を付する。

第 2 章の 2 審査請求等

第 1 3 条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 1 3 条 第 9 条第 1 項の規定による決定若しくは第 1 0 条第 1 項の規定による却下(以下「決定等」という。)又は公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成 2 6 年法律第 6 8 号)第 9

条第1項本文の規定は、適用しない。

第15条を削る。

第14条第7項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(審査会への諮問等)

第14条 決定等又は公開の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、大垣市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合(第9条第5項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、当該第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示したときを除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る情報の公開に反対の意思を表示した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(他の制度との調整)

第18条 この条例は、法令等の規定により情報が閲覧若しくは縦覧に供されている場合又は情報の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合における当該情報については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか市の図書館その他の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している情報については、適用しない。

(大垣市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 大垣市個人情報保護条例(平成16年条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て(第35条・第36条)」を「審査請求等(第35条―第36条)」に改める。

第18条中「開示請求者に」を「開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に」に改める。

第22条第1項中「決定」の次に「(以下「開示決定等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の決定」を「開示決定等」に、「当該決定」を「当該開示決定等」に、「請求者」を「開示請求者」に改め、同条第3項中「同項の決定」を「開示決定等」に、「請求者」を「開示請求者」に改め、同条第5項中「第1項の決定」を「開示決定等」に、「当該決定」を「当該開示決定等」に、「及び第35条第2項」を「並びに第35条の2第1項第2号及び第3項第3号」に改める。

第23条第1項中「請求者」を「開示請求者」に改め、同条第3項中「開示請求をした者以外の者が」を「前2項の規定により」に改める。

第28条第1項中「決定」の次に「(以下「訂正決定等」という。)」を加える。

第30条(見出しを含む。)、第31条(見出しを含む。)及び第32条中「停止請求」を「利用停止請求」に改める。

第33条第1項中「決定」の次に「(以下「利用停止決定等」という。)」を加え、同条第2項中「停止請求」を「利用停止請求」に改める。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求等」に改める。

第35条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第35条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第35条の次に次の1条を加える。

(審査会への諮問等)

第35条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれ

かに該当する場合を除き、大垣市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（第22条第5項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、当該第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示したときを除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次号及び第3号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求をした者又は利用停止請求をした者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示に反対の意思を表示した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第36条第1項中「大垣市個人情報保護審査会」の次に「（以下「審査会」という。）」を加え、同条第7項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「関係人」を「関係者」に改める。

（大垣市税条例の一部改正）

第3条 大垣市税条例（昭和25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（大垣市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第4条 大垣市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「さまたげない」を「妨げない」に改める。

第4条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「住所」の次に「又は居



所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第8条第2項中「そのつど」を「その都度」に改め、同条第6項中「先だって」を「先立って」に改める。

第11条第1項中「においては」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第12条中「さまたげる」を「妨げる」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(大垣市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大垣市情報公開条例第7条の3の規定は、施行日以後の公開の請求について適用し、施行日前の公開の請求については、なお従前の例による。

3 実施機関の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、第1条の規定による改正前の大垣市情報公開条例の規定に基づき、施行日前にされた実施機関の処分その他の行為又は施行日前にされた申請に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(大垣市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

4 実施機関の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、

第2条の規定による改正前の大垣市個人情報保護条例の規定に基づき、施行日前にされた実施機関の処分その他の行為又は施行日前にされた申請に係る実施機関の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

(大垣市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の大垣市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が施行日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

## 議第 3 2 号

大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について  
大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例  
(大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 7 年条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

第 8 条の 4 を削り、第 8 条の 3 を第 8 条の 4 とし、第 8 条の 2 第 1 項第 2 号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加え、同条を第 8 条の 3 とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第 8 条の 2 任命権者は、大垣市職員の給与に関する条例 (昭和 2 6 年条例第 1 0 号) 第 1 7 条第 4 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、市の規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間 (以下「時間外勤務代休時間」という。) として、市の規則で定める期間内にある第 3 条第 2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日 (第 1 0 条第 1 項において「勤務日等」という。) のうち第 1 0 条第 1 項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第 1 0 条第 1 項中「第 8 条の 4 第 1 項」を「第 8 条の 2 第 1 項」に改める。

(大垣市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 大垣市職員の分限に関する条例 (昭和 6 0 年条例第 1 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「勤務成績評定書その他に基づき」を「人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成6年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(大垣市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 大垣市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第11条第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(大垣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 大垣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(大垣市職員退職手当条例の一部改正)

第6条 大垣市職員退職手当条例(昭和28年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 施行日以後の日を早出遅出勤務開始日とする第1条の規定による改正後の大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第1項の規定によ

る請求を行おうとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該請求を行うことができる。

(大垣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされた不服申立てがあった場合における第5条の規定による改正後の大垣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定の適用については、同号中「審査請求」とあるのは、「不服申立て」とする。

(大垣市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第6条の規定による改正後の大垣市職員退職手当条例第13条第4項の規定は、施行日以後の支払差止処分に係る取消しの申立てについて適用し、施行日前の支払差止処分に係る取消しの申立てについては、なお従前の例による。

(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項及び第17条第5項中「第8条の4」を「第8条の2第1項」に改める。

議第 3 3 号

大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 大垣市職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「1 0 0 分の 9 5)」の次に「、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 8 5 (特定管理職員にあっては、1 0 0 分の 1 0 5)」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「1 0 0 分の 4 5)」の次に「、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 4 0 (特定管理職員にあっては、1 0 0 分の 5 0)」を加える。

附則第 9 項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「1 0 0 分の 1 . 4 2 5)」の次に「、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 . 2 7 5 (特定管理職員にあっては、1 0 0 分の 1 . 5 7 5)」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「1 0 0 分の 9 5)」の次に「、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 8 5 (特定管理職員にあっては、1 0 0 分の 1 0 5)」を加える。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

## 別表第1(第3条関係)

## ア 行政職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	166,100	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	168,800	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	171,400	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	174,000	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	176,700	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	178,400	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	180,100	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	181,800	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	183,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	185,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	186,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	188,600	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	190,200	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	192,000	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	193,800	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	195,600	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	197,200	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	199,000	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	200,800	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	202,600	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	204,300	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	206,100	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	207,900	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	209,700	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	211,100	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	212,900	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	214,600	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	216,400	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	218,100	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	219,800	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	221,400	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	223,000	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	224,500	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	226,200	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	227,800	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	194,700	229,400	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	196,000	230,800	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
	38	197,300	232,300	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
	39	198,600	233,800	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
	40	199,900	235,100	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
	41	201,200	236,400	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
	42	202,500	237,600	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
	43	203,800	238,700	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800

再任用  
職員以  
外の職  
員

44	205,100	239,900	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	241,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	242,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	467,700
47	208,900	243,700	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	468,000
48	210,200	245,000	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	468,300
49	211,300	246,000	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	468,600
50	212,400	247,400	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	468,900
51	213,400	248,900	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	469,200
52	214,500	250,400	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	469,500
53	215,600	251,800	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	469,800
54	216,600	253,200	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	470,100
55	217,500	254,600	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	470,400
56	218,500	256,000	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	470,700
57	219,200	257,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	471,000
58	220,100	258,500	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	471,300
59	221,000	259,900	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	471,600
60	221,900	261,300	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	471,900
61	222,600	262,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	472,200
62	223,600	263,700	324,500	364,000	380,500	402,900	444,100	472,500
63	224,500	265,000	325,300	364,700	381,100	403,200	444,400	472,800
64	225,400	266,300	326,100	365,400	381,700	403,500	444,700	473,100
65	226,100	267,400	327,000	365,700	382,100	403,800	445,000	473,400
66	227,000	268,500	327,400	366,400	382,700	404,100	445,400	
67	227,900	269,800	328,100	367,100	383,300	404,400	445,700	
68	229,000	271,100	328,900	367,800	383,900	404,700	446,000	
69	229,800	272,200	329,700	368,100	384,300	404,900	446,300	
70	230,500	273,200	330,400	368,700	384,800	405,200	446,700	
71	231,200	274,300	331,100	369,400	385,300	405,500	447,000	
72	232,000	275,400	331,800	370,000	385,900	405,800	447,300	
73	232,800	276,600	332,300	370,300	386,200	406,000	447,600	
74	233,500	277,600	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	278,500	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	279,500	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	280,300	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	281,200	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	281,900	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	282,800	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	283,800	336,100	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	284,600	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	285,400	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	286,200	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	287,000	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	287,500	338,300	377,000	390,100	409,300		
87	242,900	287,900	338,800	377,400	390,400	409,600		
88	243,600	288,400	339,200	377,800	390,600	409,800		
89	244,300	288,500	339,500	378,200	390,800	410,000		
90	244,800	288,900	339,900	378,700	391,100			
91	245,300	289,100	340,400	379,100	391,400			
92	245,800	289,500	340,800	379,500	391,600			



93	246,100	289,700	341,000	379,800	391,800			
94		289,900	341,400		392,100			
95		290,300	341,900		392,400			
96		290,600	342,300		392,600			
97		290,900	342,400		392,800			
98		291,200	342,900		393,100			
99		291,500	343,300		393,400			
100		291,900	343,600		393,600			
101		292,200	343,900		393,800			
102		292,600	344,300					
103		292,900	344,700					
104		293,300	345,100					
105		293,400	345,600					
106		293,600	346,000					
107		294,000	346,400					
108		294,400	346,800					
109		294,600	347,300					
110		294,900	347,700					
111		295,300	348,000					
112		295,700	348,300					
113		295,900	348,800					
114		296,200						
115		296,600						
116		296,900						
117		297,100						
118		297,400						
119		297,800						
120		298,100						
121		298,300						
122		298,700						
123		299,100						
124		299,400						
125		299,500						
再任用 職員	166,100	183,300	196,000	211,300	222,600	229,800	232,800	235,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	126,400	157,400	193,500	211,000	262,400
	2	127,300	158,900	195,000	212,300	264,100
	3	128,300	160,400	196,500	213,500	265,900
	4	129,200	161,900	198,000	214,800	267,700
	5	130,200	163,400	199,300	216,100	269,400
	6	131,200	165,300	200,700	217,300	271,200
	7	132,200	167,200	202,100	218,600	273,000
	8	133,200	169,100	203,400	219,900	274,800
	9	134,000	170,900	204,700	221,200	276,600
	10	135,000	172,600	206,100	222,400	278,500
	11	136,000	174,300	207,500	223,700	280,300
	12	137,100	176,000	208,900	225,000	282,200
	13	137,900	177,600	210,300	226,300	284,000
	14	138,900	179,100	211,900	227,500	285,800
	15	139,900	180,600	213,500	228,800	287,500
	16	140,900	182,100	214,900	230,100	289,400
	17	142,000	183,500	216,200	231,400	291,100
	18	143,200	185,000	217,700	232,600	292,900
	19	144,400	186,400	219,200	233,900	294,600
	20	145,600	187,800	220,500	235,200	296,400
	21	146,700	189,200	221,600	236,400	298,000
	22	147,900	190,400	222,400	237,700	299,700
	23	149,100	191,700	223,300	239,000	301,300
	24	150,300	192,800	224,300	240,300	302,800
	25	151,500	194,000	225,200	241,600	304,400
	26	153,000	195,100	226,700	242,900	306,000
	27	154,500	196,200	228,000	244,200	307,700
	28	156,000	197,300	229,100	245,500	309,400
	29	157,400	198,400	230,600	246,800	310,700
	30	158,900	199,500	231,900	248,000	312,100
	31	160,400	200,500	233,200	249,100	313,500
	32	161,900	201,500	234,500	250,400	315,000
	33	163,400	202,500	235,700	251,300	316,400
	34	165,200	203,600	236,900	252,600	317,900

再任用  
職員以  
外の職  
員

35	167,000	204,700	238,200	253,800	319,300
36	168,800	205,700	239,500	255,000	320,700
37	170,600	206,600	240,600	256,100	322,300
38	172,300	207,500	241,900	257,300	323,500
39	174,000	208,200	243,100	258,500	324,800
40	175,700	209,100	244,300	259,700	326,000
41	177,300	210,000	245,600	260,800	327,100
42	178,700	211,200	246,900	261,900	328,000
43	180,100	212,200	248,200	262,900	329,100
44	181,500	213,100	249,500	264,000	330,200
45	183,000	213,800	250,600	265,100	331,300
46	184,400	215,000	251,900	266,300	332,400
47	185,800	216,100	253,100	267,400	333,400
48	187,200	217,300	254,400	268,400	334,400
49	188,500	218,300	255,300	269,400	335,400
50	189,700	219,500	256,400	270,500	336,400
51	190,800	220,700	257,600	271,600	337,400
52	192,000	221,800	258,700	272,700	338,400
53	193,100	222,800	259,900	273,700	339,300
54	194,200	224,000	261,100	274,800	340,300
55	195,300	225,100	262,300	275,900	341,300
56	196,400	226,200	263,300	277,000	342,300
57	197,500	227,300	264,400	278,000	343,200
58	198,500	228,400	265,500	279,100	344,100
59	199,500	229,500	266,700	280,100	345,000
60	200,500	230,600	267,900	281,100	345,800
61	201,600	231,700	268,900	282,000	346,600
62	202,500	232,800	269,900	282,900	347,400
63	203,400	233,900	271,000	284,000	348,200
64	204,300	235,100	272,000	285,100	348,900
65	205,000	236,200	273,100	285,800	349,600
66	205,800	237,200	274,200	286,700	350,400
67	206,500	238,100	275,200	287,600	351,200
68	207,300	239,100	276,300	288,500	351,900
69	207,700	240,100	277,200	289,400	352,600
70	208,300	241,100	278,000	290,400	353,300
71	208,600	242,100	278,800	291,400	354,000
72	209,200	243,000	279,600	292,300	354,700
73	209,700	244,000	280,500	293,000	355,300
74	210,300	244,900	281,300	293,900	355,800

75	210,900	245,800	282,100	294,800	356,300
76	211,700	246,700	282,800	295,700	356,800
77	211,900	247,600	283,600	296,400	357,200
78	212,600	248,400	284,300	297,000	357,700
79	213,200	249,200	285,100	297,700	358,200
80	213,800	249,900	285,900	298,500	358,700
81	214,500	250,700	286,500	299,100	359,100
82	215,100	251,300	287,000	299,900	359,600
83	215,700	251,900	287,500	300,600	360,100
84	216,400	252,400	287,900	301,300	360,600
85	217,100	252,600	288,300	302,000	361,000
86	217,700	253,000	288,700	302,700	361,500
87	218,300	253,500	289,200	303,500	362,000
88	219,000	254,000	289,700	304,200	362,500
89	219,500	254,600	290,100	304,800	362,900
90	220,100	255,000	290,700	305,500	363,400
91	220,700	255,500	291,300	306,200	363,900
92	221,300	256,000	291,900	306,900	364,400
93	221,700	256,300	292,200	307,400	364,800
94	222,200	256,600	292,700	307,900	
95	222,700	256,900	293,200	308,500	
96	223,200	257,200	293,600	309,100	
97	223,800	257,400	294,000	309,700	
98	224,300	257,600	294,500	310,100	
99	224,800	257,900	295,000	310,600	
100	225,300	258,200	295,500	311,100	
101	225,900	258,400	295,800	311,400	
102	226,400	258,600	296,200		
103	227,000	259,000	296,700		
104	227,600	259,200	297,200		
105	228,000	259,500	297,600		
106	228,500	259,900	298,000		
107	229,000	260,200	298,300		
108	229,400	260,500	298,600		
109	229,600	260,700	298,900		
110	230,000	261,000	299,300		
111	230,500	261,200	299,700		
112	231,000	261,500	300,100		
113	231,400	261,800	300,400		
114	231,900	262,000	300,800		

115	232,400	262,300	301,200		
116	232,900	262,600	301,500		
117	233,200	262,800	301,700		
118	233,600	263,000	302,000		
119	234,000	263,300	302,300		
120	234,400	263,500	302,500		
121	234,800	263,800	302,700		
122		264,100	303,000		
123		264,400	303,300		
124		264,600	303,500		
125		264,800	303,700		
126		265,100	304,000		
127		265,300	304,300		
128		265,500	304,500		
129		265,800	304,700		
130		266,100	305,000		
131		266,400	305,300		
132		266,700	305,500		
133		266,800	305,700		
134		267,100			
135		267,400			
136		267,700			
137		267,800			
再任用 職員	157,400	177,300	193,100	205,000	207,700

備考 この表は、技能・労務職員で規則で定める職員に適用する。

## 別表第2(第3条関係)

## ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100	565,300
	2	245,800	331,600	397,200	472,400	568,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600	571,500
	4	250,800	337,600	403,000	476,900	574,600
	5	253,100	340,300	405,700	479,200	577,500
	6	256,900	343,600	408,400	481,400	579,900
	7	260,700	346,800	411,200	483,600	582,300
	8	264,500	349,900	414,000	485,800	584,700
	9	268,100	352,900	416,600	487,800	586,900
	10	272,100	355,900	419,300	489,900	588,400
	11	276,100	359,000	422,000	492,000	589,900
	12	280,100	362,200	424,700	494,100	591,400
	13	283,900	365,300	427,200	496,200	592,900
	14	287,900	368,900	429,700	498,300	594,000
	15	291,800	372,300	432,100	500,400	595,100
	16	295,700	376,000	434,600	502,500	596,000
	17	299,500	379,600	436,800	504,600	597,200
	18	303,100	382,300	439,200	506,600	598,200
	19	306,600	385,100	441,600	508,600	599,200
	20	310,200	387,900	444,000	510,600	600,200
	21	313,800	390,800	446,000	512,400	601,200
	22	317,500	393,400	448,400	514,200	602,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100	603,200
	24	324,700	398,600	453,100	518,000	604,200
	25	328,200	400,900	455,300	519,700	605,200
	26	331,000	403,200	457,600	521,500	606,200
	27	333,700	405,500	459,800	523,300	607,200
	28	336,300	407,800	462,100	525,100	608,200
	29	339,100	410,200	464,300	527,000	609,200
	30	341,400	412,300	466,600	528,800	610,200
	31	343,600	414,300	468,900	530,600	611,200
	32	346,000	416,400	471,100	532,400	612,200
	33	348,400	418,500	473,100	534,000	613,200
	34	350,800	420,500	475,200	535,800	614,200
	35	353,100	422,500	477,300	537,500	615,200

再任用  
職員以  
外の職  
員

36	355,600	424,500	479,400	539,300	616,200
37	358,000	426,600	481,500	540,900	617,200
38	360,400	428,600	483,300	542,500	
39	362,800	430,600	485,100	543,900	
40	365,200	432,600	486,900	545,500	
41	367,500	434,600	488,600	547,000	
42	368,900	436,400	490,400	548,400	
43	370,400	438,100	492,200	549,800	
44	371,900	439,900	494,000	551,100	
45	373,400	441,800	495,600	552,300	
46	374,800	443,600	497,300	553,300	
47	376,300	445,400	499,100	554,300	
48	377,800	447,100	500,900	555,300	
49	379,100	448,900	502,500	556,300	
50	380,100	450,600	503,800	557,200	
51	381,100	452,400	505,100	558,100	
52	382,100	454,200	506,400	559,000	
53	383,100	456,100	507,700	559,800	
54	384,000	457,300	509,000	560,700	
55	384,900	458,500	510,300	561,600	
56	385,800	459,700	511,600	562,500	
57	386,800	460,900	512,600	563,400	
58	387,700	461,900	513,400	564,300	
59	388,500	462,900	514,200	565,200	
60	389,300	463,900	515,000	565,900	
61	390,100	464,700	515,900	566,800	
62	390,600	465,400	516,700	567,700	
63	391,000	466,100	517,600	568,600	
64	391,500	466,800	518,400	569,500	
65	391,800	467,500	519,300	570,400	
66		468,200	520,200	571,300	
67		468,900	520,900	572,200	
68		469,600	521,800	573,100	
69		470,100	522,700	574,000	
70		470,800	523,500	574,900	
71		471,500	524,400	575,800	
72		472,200	525,300	576,700	
73		472,600	526,100	577,600	
74		473,200	527,000	578,500	
75		473,900	527,900	579,400	
76		474,600	528,600	580,300	

77		475,000	529,400	581,200		
78		475,600	530,300	582,100		
79		476,200	531,200	583,000		
80		476,700	532,100	583,900		
81		477,300	532,900	584,800		
82		477,800	533,800	585,700		
83		478,300	534,700	586,600		
84		478,800	535,600	587,500		
85		479,200	536,400	588,400		
86		479,800	537,300	589,300		
87		480,200	538,200	590,200		
88		480,700	539,100	591,100		
89		481,200	539,900	592,000		
90		481,800				
91		482,400				
92		482,800				
93		483,300				
94		483,900				
95		484,500				
96		485,100				
97		485,600				
再任用 職員		295,000	337,400	391,800	464,800	564,700

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定める職員に適用する。



イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900	436,000
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600	438,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200	441,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900	443,700
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300	446,100
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000	448,600
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600	451,100
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300	453,600
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400	456,000
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700	458,400
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900	461,000
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100	463,400
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200	465,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200	467,400
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200	468,700
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300	470,000
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100	471,200
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100	472,500
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000	473,800
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100	475,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900	476,300
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500	477,700
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100	479,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600	480,300
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100	481,700
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400	483,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700	484,400
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000	485,800
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300	487,200
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500	488,300
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700	489,400
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800	490,500
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000	491,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200	492,500
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400	493,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600	494,300
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900	495,300
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700	
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100	
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800	
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300	
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700	
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100	

再任用  
職員以  
外の職  
員

44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500	
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900	
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300	
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700	
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000	
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300	
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700	
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000	
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300	
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600	
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	443,000	
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	443,300	
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	443,600	
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	443,900	
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800		
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100		
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500		
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700		
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000		
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300		
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600		
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800		
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	405,100		
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	405,400		
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	405,700		
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	405,900		
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	406,200		
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	406,500		
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	406,800		
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	407,000		
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000	407,300		
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600	407,600		
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200	407,800		
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700	408,100		
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200			
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700			
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200			
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500			
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000			
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400			
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800			
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200			
86		288,300	324,200	345,100				
87		288,500	324,400	345,400				
88		288,700	324,800	345,700				
89		289,100	325,200	346,100				
90		289,300	325,600	346,400				
91		289,500	326,000	346,800				
92		289,700	326,400	347,100				

93		290,100	326,700	347,500				
94		290,300	326,900	347,800				
95		290,500	327,300	348,100				
96		290,800	327,600	348,400				
97		291,200	327,800	348,700				
98		291,500	328,100	349,100				
99		291,700	328,400	349,500				
100		292,000	328,700	349,900				
101		292,300	328,900	350,400				
102		292,500	329,200	350,800				
103		292,700	329,600	351,200				
104		293,000	329,800	351,600				
105		293,300	329,900	352,100				
106			330,200					
107			330,600					
108			330,800					
109			331,000					
110			331,400					
111			331,800					
112			332,200					
113			332,400					
再任用 職員	179,200	191,200	201,800	215,900	226,300	235,900	238,900	241,100

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定める職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000

再任用  
職員以  
外の職  
員

40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	457,200
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	457,900
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	458,600
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	459,400
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500	
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100	
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500	
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100	
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600	
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000	
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500	
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100	
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500	
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800	
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100	
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500	
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800		
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500		
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100		
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800		
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300		
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900		
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400		
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800		
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400		
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900		
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200		
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500		
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000		
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400		
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700		

85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000		
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500		
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000		
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400		
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700		
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100		
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600		
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000		
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400		
94	280,400	313,800	347,200	365,200	391,800		
95	281,300	314,500	347,900	365,600	392,200		
96	282,300	315,100	348,500	365,900	392,600		
97	283,200	315,800	348,900	366,500	393,000		
98	284,000	316,100	349,300	367,000			
99	284,600	316,700	349,800	367,500			
100	285,500	317,400	350,200	368,000			
101	286,300	317,800	350,700	368,600			
102	287,100	318,400	351,100	369,100			
103	287,900	319,000	351,600	369,600			
104	288,700	319,600	352,000	370,000			
105	289,400	320,000	352,300	370,600			
106	289,900	320,500	352,800	371,100			
107	290,400	321,000	353,200	371,600			
108	290,900	321,500	353,500	372,100			
109	291,100	321,900	354,000	372,700			
110	291,400	322,300	354,500	373,100			
111	291,600	322,600	355,000	373,600			
112	292,000	322,900	355,500	374,100			
113	292,300	323,300	356,000	374,700			
114	292,500	323,700	356,500	375,200			
115	292,900	324,100	357,000	375,700			
116	293,200	324,400	357,400	376,200			
117	293,500	324,600	357,800	376,800			
118	293,800	324,900	358,200				
119	294,100	325,300	358,700				
120	294,500	325,500	359,200				
121	294,800	325,700	359,600				
122	295,200	326,000	360,100				
123	295,500	326,300	360,600				
124	295,900	326,600	361,100				
125	296,100	326,800	361,400				
126	296,300	327,100	361,900				
127	296,600	327,500	362,400				
128	297,000	327,700	362,900				
129	297,200	327,800	363,300				

130	297,500	328,100	363,800				
131	297,900	328,500	364,300				
132	298,300	328,700	364,800				
133	298,500	329,000	365,300				
134	298,800	329,400					
135	299,200	329,800					
136	299,500	330,200					
137	299,700	330,500					
138	300,000	330,900					
139	300,400	331,300					
140	300,700	331,700					
141	300,900	332,000					
142	301,300	332,400					
143	301,700	332,700					
144	302,000	333,100					
145	302,100	333,400					
146	302,400	333,800					
147	302,700	334,200					
148	303,100	334,600					
149	303,300	334,900					
150	303,500	335,300					
151	303,800	335,700					
152	304,100	336,100					
153	304,500	336,400					
154	304,700						
155	304,900						
156	305,200						
157	305,500						
158	305,800						
159	306,100						
160	306,400						
161	306,800						
162	307,100						
163	307,400						
164	307,700						
165	308,100						
166	308,400						
167	308,700						
168	309,000						
169	309,400						
再任用 職員	204,200	219,800	234,800	246,800	250,800	255,000	260,200

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定める職員に適用する。

第2条 大垣市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第2項中「基き」を「基づき」に、「名称は、別に市の規則で定める」を「内容は、別表第3に定める級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で市の規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第17条第5項に次のただし書を加える。

ただし、当該時間が第1項に規定する育児短時間勤務職員等が第1項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。

第24条の3第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項本文又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

第25条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）」を「100分の80（特定管理職員にあっては、100分の100）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35（特定管理職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）」を「100分の37.5（特定管理職員にあっては、100分の47.5）」に改める。

附則第9項中「、6月に支給する場合には100分の1.125（特定管理職員にあっては、100分の1.425）、12月に支給する場合には100分の1.275（特定管理職員にあっては、100分の1.575）」を「100分の1.2（特定管理職員にあっては、100分の1.5）」に、「、6月に支給する場合には100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）」を「100分の80（特定管理職員にあっては、100分の100）」に改める。



別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第3条関係）

級別基準職務表

ア 行政職給料表(1)の職務

級	職務の内容
1	主事補の職務
2	主事の職務
3	1 主任の職務 2 指導主事の職務
4	1 主査の職務 2 困難な業務を所掌する指導主事の職務 3 主任保育者の職務
5	1 主幹の職務 2 主任指導主事の職務 3 困難な業務を所掌する主任保育者の職務
6	1 困難な業務を所掌する主幹の職務 2 保育園長、幼保園長又は幼稚園長の職務
7	1 課長の職務 2 参事の職務 3 困難な業務を所掌する保育園長、幼保園長又は幼稚園長の職務
8	1 部長の職務 2 技監の職務

イ 行政職給料表(2)の職務

級	職務の内容
1	主事補の職務
2	相当の技能又は経験を必要とする主事補の職務
3	主事の職務
4	主任の職務
5	1 業務長又は工務長の職務 2 主査の職務

ウ 医療職給料表(1)の職務

級	職務の内容
1	医師の職務（2級から5級までに掲げるものを除く。）
2	相当高度の知識経験を必要とする医師の職務（3級から5級までに掲げるものを除く。）

3	医長の職務
4	1 副院長の職務 2 部長の職務
5	病院長の職務

エ 医療職給料表(2)の職務

級	職務の内容
1	技師補の職務
2	技師の職務
3	主任の職務
4	主査の職務
5	係長の職務
6	1 科長補佐の職務 2 室長補佐の職務 3 課長補佐の職務
7	1 科長の職務 2 室長の職務 3 課長の職務
8	薬剤部長の職務

オ 医療職給料表(3)の職務

級	職務の内容
1	准看護師の職務（2級から4級までに掲げるものを除く。）
2	1 看護師の職務（3級から7級までに掲げるものを除く。） 2 助産師の職務（3級から7級までに掲げるものを除く。） 3 保健師の職務（3級から6級までに掲げるものを除く。） 4 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務（3級及び4級に掲げるものを除く。）
3	主任の職務
4	1 高度の技術又は経験を必要とする主任の職務 2 看護師長心得の職務 3 保健師の主幹又は主査の職務
5	1 看護師長の職務 2 困難な業務を所掌する保健師の主幹の職務
6	1 副看護部長の職務 2 保健師の課長の職務
7	看護部長の職務

(大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の155」との次に「、100分の137.5」とあるのは「100分の160」とを加える。

第4条 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項本文を次のように改める。

任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験の度並びにその者が従事する職務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の表に定めるとおりとする。

第7条第2項に次の表を加える。

号給	職務の内容
1	高度の専門的な知識経験を活用する職務
2	高度の専門的な知識経験を活用する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を活用する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を活用する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を活用する特に困難で重要な職務

第8条第2項中「第24条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の155」と、「」を「、12

月に支給する場合には」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

(大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第6条 大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例の一部改正)

第7条 大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第8条 大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(大垣市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 大垣市教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第10条 大垣市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条並びに附則第5項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(適用日)

- 2 第1条の規定による改正後の大垣市職員の給与に関する条例(次項及び附則第4項において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(次項において「改正後の議員報酬条例」という。)の規定、第7条の規定による改正後の大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例(次項において「改正後の特別職給与条例」という。)の規定及び第9条の規定による改正後の大垣市教育長の給与等に関する条例(次項において「改正後の教育長給与条例」という。)の規定並びに附則第4項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 3 改正後の給与条例(次項の規定を含む。以下この項において同じ。)、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大垣市職員の給与に関する条例(次項において「改正前の給与条例」という。)若しくは第3条の規定による改正前の大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与(大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第8号。以下この項において「平成27年改正条例」という。)附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)又は第5条の規定による改正前の大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例、第7条の規定による改正前の大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例若しくは第9条の規定による改正前の大垣市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与条例若しくは改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。)又は改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例若しくは改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(平成27年度における給料の額の特例)

- 4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における再任用職員に係る給料表の適用については、改正後の給与条例別表第1又は別表第

2に掲げる再任用職員のそれぞれの職務の級の給料月額から、当該給料月額と改正前の給与条例別表第1又は別表第2に掲げる当該それぞれの職務の級に相当する職務の級の給料月額との差額を限度として市長が定める額を減ずるものとする。

(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第2条の規定による改正後の大垣市職員の給与に関する条例第24条の3第4項の規定は、平成28年4月1日以後の一時差止処分に係る取消しの申立てについて適用し、同日前の一時差止処分に係る取消しの申立てについては、なお従前の例による。

(委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議第 3 4 号

大垣市に常時勤務を要する特別職の給与の特例に関する条例の一部改正について

大垣市に常時勤務を要する特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市に常時勤務を要する特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

大垣市に常時勤務を要する特別職の給与の特例に関する条例（平成 1 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 2 8 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 35 号

大垣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

大垣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

大垣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表傷病補償年金の項及び同条第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。



議第36号

大垣市手数料徴収条例の一部改正について

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例

大垣市手数料徴収条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「及び10の部」を「から11の部まで」に改める。

別表7の部2の項及び7の項中「電動ダムウェーター」を「小荷物専用昇降機」に改め、同表9の部1の項額の欄ア中「6,000円」の次に「(増築又は改築(以下この部において「増改築」という。)に係るものにあつては、9,000円)」を加え、同欄イ中「1万2,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、1万8,000円)」を、「2万1,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、3万2,000円)」を、「3万1,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、4万6,000円)」を、「5万7,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、8万5,000円)」を、「9万7,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、14万5,000円)」を、「16万円」の次に「(増改築に係るものにあつては、23万9,000円)」を、「19万6,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、29万4,000円)」を、「20万9,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、31万4,000円)」を加え、同部3の項額の欄ア中「5万円」の次に「(増改築に係るものにあつては、7万2,000円)」を加え、同欄イ中「11万円」の次に「(増改築に係るものにあつては、16万2,000円)」を、「17万2,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、25万5,000円)」を、「33万4,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、49万9,000円)」を、「59万4,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、88万8,000円)」を、「101万7,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、152万2,000円)」を、「187万6,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、281万1,000円)」を、「267万8,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、401万3,000円)」を、「327万9,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、491万5,000円)」を加え、同部

4の項額の欄ア中「3,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、4,500円)」を加え、同欄イ中「6,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、9,000円)」を、「1万500円」の次に「(増改築に係るものにあつては、1万6,000円)」を、「1万5,500円」の次に「(増改築に係るものにあつては、2万3,000円)」を、「2万8,500円」の次に「(増改築に係るものにあつては、4万2,500円)」を、「4万8,500円」の次に「(増改築に係るものにあつては、7万2,500円)」を、「8万円」の次に「(増改築に係るものにあつては、11万9,500円)」を、「9万8,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、14万7,000円)」を、「10万4,500円」の次に「(増改築に係るものにあつては、15万7,000円)」を加え、同部6の項額の欄ア中「2万5,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、3万6,000円)」を加え、同欄イ中「5万5,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、8万1,000円)」を、「8万6,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、12万7,500円)」を、「16万7,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、24万9,500円)」を、「29万7,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、44万4,000円)」を、「50万8,500円」の次に「(増改築に係るものにあつては、76万1,000円)」を、「93万8,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、140万5,500円)」を、「133万9,000円」の次に「(増改築に係るものにあつては、200万6,500円)」を、「163万9,500円」の次に「(増改築に係るものにあつては、245万7,500円)」を加え、同表10の部1の項事務の内容の欄中「場合」の次に「その他市長が定める方法による場合」を加え、同項額の欄エ中「又はその部分」を削り、同部2の項額の欄エ中「又はその部分」を「(エに掲げるものを除く。)」に改め、同欄エを同欄オとし、同欄ウの次に次のように加える。

エ 住宅以外の建築物（市長が定めた簡易な計算方法による場合） 床面積が300平方メートル以下のときは9万2,000円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは15万4,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは24万8,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは32万4,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは39万円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは45万7,000円  
別表10の部3の項事務の内容の欄中「場合」の次に「その他市長が定める

方法による場合」を加え、同項額の欄エ中「又はその部分」を削り、同部4の項額の欄エ中「又はその部分」を「(エに掲げるものを除く。)」に改め、同欄エを同欄オとし、同欄ウの次に次のように加える。

エ 住宅以外の建築物（市長が定めた簡易な計算方法による場合） 床面積が300平方メートル以下のときは4万7,000円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは8万円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは13万3,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは17万6,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは21万2,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは25万円

別表14の部中「13の部」を「14の部」に改め、同部を同表15の部とし、同表11の部から13の部までを1部ずつ繰り下げ、同表10の部の次に次の1部を加える。

<p>11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する適合証を添付する場合その他市長が定める方法による場合）</p>	<p>登録住宅性能評価機関の適合証添付による建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料</p>	<p>1 件につき</p>	<p>ア 1戸建ての住宅 5,000円          イ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 申請戸数が1のときは5,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは1万円、申請戸数が5を超え10以下のときは1万7,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは2万9,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは4万8,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは8万5,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは13万5,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは17万円、申請戸数が300を超えるときは18万1,000円          ウ 1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 床面積が300平方メートル以下のときは1万</p>
---	--	---	---------------	--

			<p>円、床面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のときは 2 万 9,000 円、床面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のときは 8 万 5,000 円、床面積が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以下のときは 13 万 5,000 円、床面積が 1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以下のときは 17 万円、床面積が 2 万 5,000 平方メートルを超えるときは 21 万 3,000 円</p> <p>エ 住宅以外の建築物 床面積が 300 平方メートル以下のときは 1 万円、床面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のときは 2 万 9,000 円、床面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のときは 8 万 5,000 円、床面積が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以下のときは 13 万 5,000 円、床面積が 1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以下のときは 17 万円、床面積が 2 万 5,000 平方メートルを超えるときは 21 万 3,000 円</p>
2 法第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー	建築物エネルギー消費性能	1 件につき	<p>ア 1 戸建ての住宅 3 万 6,000 円</p> <p>イ 1 戸建ての住宅以外の住宅</p>

ギー消費性能  
向上計画の認  
定の申請に対  
する審査(1に  
掲げるものを  
除く。)

向上計画  
認定手数料

の住戸部分 申請戸数が1  
のときは3万6,000円、申請  
戸数が1を超え5以下のとき  
は7万3,000円、申請戸数が  
5を超え10以下のときは10  
万3,000円、申請戸数が10  
を超え25以下のときは14万  
5,000円、申請戸数が25を超  
え50以下のときは20万  
8,000円、申請戸数が50を超  
え100以下のときは29万  
8,000円、申請戸数が100を  
超え200以下のときは40万  
4,000円、申請戸数が200を  
超え300以下のときは52万  
9,000円、申請戸数が300を  
超えるときは62万2,000円  
ウ 1戸建ての住宅以外の住宅  
の共用部分 床面積が300平  
方メートル以下のときは11  
万6,000円、床面積が300平  
方メートルを超え2,000平方  
メートル以下のときは19万  
1,000円、床面積が2,000平  
方メートルを超え5,000平方  
メートル以下のときは29万  
8,000円、床面積が5,000平  
方メートルを超え1万平方  
メートル以下のときは38万  
2,000円、床面積が1万平方  
メートルを超え2万5,000平  
方メートル以下のときは45  
万6,000円、床面積が2万  
5,000平方メートルを超える

ときは 53 万 2,000 円

エ 住宅以外の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この部において「省令」という。）第 8 条第 1 号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合） 床面積が 300 平方メートル以下のときは 9 万 2,000 円、床面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のときは 15 万 4,000 円、床面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のときは 24 万 8,000 円、床面積が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以下のときは 32 万 4,000 円、床面積が 1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以下のときは 39 万円、床面積が 2 万 5,000 平方メートルを超えるときは 45 万 7,000 円

オ 住宅以外の建築物（エに掲げるものを除く。） 床面積が 300 平方メートル以下のときは 25 万 6,000 円、床面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のときは 40 万 7,000 円、床面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のと

			きは 58 万円、床面積が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以下のときは 71 万 1,000 円、床面積が 1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以下のときは 83 万 8,000 円、床面積が 2 万 5,000 平方メートルを超えるときは 95 万 6,000 円
3 法第 31 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(登録住宅性能評価機関が法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する適合証を添付する場合その他市長が定める方法による場合)	登録住宅性能評価機関の適合証添付による建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定手数料	1 件につき	<p>ア 1 戸建ての住宅 3,000 円</p> <p>イ 1 戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 申請戸数が 1 のときは 3,000 円、申請戸数が 1 を超え 5 以下のときは 6,000 円、申請戸数が 5 を超え 10 以下のときは 1 万円、申請戸数が 10 を超え 25 以下のときは 1 万 7,000 円、申請戸数が 25 を超え 50 以下のときは 2 万 9,000 円、申請戸数が 50 を超え 100 以下のときは 5 万 1,000 円、申請戸数が 100 を超え 200 以下のときは 8 万 1,000 円、申請戸数が 200 を超え 300 以下のときは 10 万 2,000 円、申請戸数が 300 を超えるときは 10 万 9,000 円</p> <p>ウ 1 戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 床面積が 300 平方メートル以下のときは 6,000 円、床面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のときは 1 万</p>

			<p>7,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは5万1,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは8万1,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは10万2,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは12万8,000円</p> <p>エ 住宅以外の建築物 床面積が300平方メートル以下のときは6,000円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは1万7,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは5万1,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは8万1,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは10万2,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは12万8,000円</p>
4 法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定	1件につき	<p>ア 1戸建ての住宅 1万9,000円</p> <p>イ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 申請戸数が1のときは1万9,000円、申請</p>



更の認定の申請に対する審査(3に掲げるものを除く。)

手数料

戸数が1を超え5以下のときは3万8,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは5万4,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは7万6,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは10万9,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは15万8,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは21万6,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは28万2,000円、申請戸数が300を超えるときは32万9,000円

ウ 1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 床面積が300平方メートル以下のときは5万9,000円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは9万8,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは15万7,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは20万5,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは24万5,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは28万7,000円

エ 住宅以外の建築物(省令第

8条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合) 床面積が300平方メートル以下のときは4万7,000円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは8万円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは13万3,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは17万6,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは21万2,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは25万円  
オ 住宅以外の建築物(エに掲げるものを除く。) 床面積が300平方メートル以下のときは12万9,000円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは20万7,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは29万8,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは36万9,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは43万6,000円、床面積

			が2万5,000平方メートルを超えるときは50万円
5 法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査(登録住宅性能評価機関が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する適合証を添付する場合その他市長が定める方法による場合)	登録住宅性能評価機関の適合証添付による建築物エネルギー消費性能認定手数料	1件につき	ア 1戸建ての住宅 5,000円 イ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 申請戸数が1のときは5,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは1万円、申請戸数が5を超え10以下のときは1万7,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは2万9,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは4万8,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは8万5,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは13万5,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは17万円、申請戸数が300を超えるときは18万1,000円 ウ 1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 床面積が300平方メートル以下のときは1万円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは2万9,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは8万5,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは13万5,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下

			<p>のときは17万円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは21万3,000円</p> <p>エ 住宅以外の建築物 床面積が300平方メートル以下のときは1万円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは2万9,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは8万5,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは13万5,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは17万円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは21万3,000円</p>
6 法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査(5に掲げるものを除く。)	建築物エネルギー消費性能認定手数料	1件につき	<p>ア 1戸建ての住宅(省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合) 1万8,000円</p> <p>イ 1戸建ての住宅(アに掲げるものを除く。) 3万6,000円</p> <p>ウ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合) 申請戸数が1のときは1万8,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは</p>

3万4,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは4万9,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは7万1,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは10万6,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは16万円、申請戸数が100を超え200以下のときは22万8,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは29万5,000円、申請戸数が300を超えるときは33万6,000円

エ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（ウに掲げるものを除く。）申請戸数が1のときは3万6,000円、申請戸数が1を超え5以下のときは7万3,000円、申請戸数が5を超え10以下のときは10万3,000円、申請戸数が10を超え25以下のときは14万5,000円、申請戸数が25を超え50以下のときは20万8,000円、申請戸数が50を超え100以下のときは29万8,000円、申請戸数が100を超え200以下のときは40万4,000円、申請戸数が200を超え300以下のときは52万9,000円、申請戸数が300を超えるときは62万2,000円

オ 1戸建ての住宅以外の住宅

の共用部分 床面積が 300 平方メートル以下のときは 11 万 6,000 円、床面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のときは 19 万 1,000 円、床面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のときは 29 万 8,000 円、床面積が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以下のときは 38 万 2,000 円、床面積が 1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以下のときは 45 万 6,000 円、床面積が 2 万 5,000 平方メートルを超えるときは 53 万 2,000 円

カ 住宅以外の建築物（省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準を満たしていることを確認する場合） 床面積が 300 平方メートル以下のときは 9 万 2,000 円、床面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のときは 15 万 4,000 円、床面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のときは 24 万 8,000 円、床面積が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以下のときは 32 万 4,000 円、床面積が 1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以下のときは 39

				<p>万円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは45万7,000円</p> <p>キ 住宅以外の建築物（カに掲げるものを除く。） 床面積が300平方メートル以下のときは25万6,000円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは40万7,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは58万円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは71万1,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは83万8,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは95万6,000円</p>
--	--	--	--	--

別表備考3中「5の項」の次に「並びに11の部1の項、3の項及び5の項」を加え、同表備考4中「及び10の部」を「から11の部まで」に、「又は都市の低炭素化の促進に関する法律」を「、都市の低炭素化の促進に関する法律」に改め、「第55条第2項において準用する場合を含む。）」の次に「又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同表備考5中「10の部」の次に「及び11の部」を加え、「直接」を削り、同表備考6ア中「の部分」を削り、「エ」の次に「（2の項及び4の項に掲げる場合にあつては、エ又はオ）」を加え、同表備考6ウ中「の部分」を削り、「エ」の次に「（2の項及び4の項に掲げる場合にあつては、エ又はオ）」を加え、同表備考に次のように加える。

7 11の部に規定する手数料について、次に掲げる場合の手数料の額は、当該場合に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

ア 1戸建ての住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が

含まれている場合 当該申請に係る 1 1 の部それぞれの項のア（6 の項に掲げる場合にあつては、ア又はイ）に掲げる額と当該住宅以外の建築物の床面積に応じたエ（2 の項及び 4 の項に掲げる場合にあつてはエ又はオ、6 の項に掲げる場合にあつてはカ又はキ）に掲げる額を合計した額

イ 1 戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住戸部分及び共用部分が含まれている場合 当該申請に係る 1 1 の部それぞれの項の申請戸数に応じたイ（6 の項に掲げる場合にあつては、ウ又はエ）に掲げる額と当該建築物の共用部分の床面積に応じたウ（6 の項に掲げる場合にあつては、オ）に掲げる額を合計した額

ウ 1 戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合 当該申請に係る 1 1 の部それぞれの項の申請戸数に応じたイ（6 の項に掲げる場合にあつては、ウ又はエ）に掲げる額、当該建築物の共用部分の床面積に応じたウ（6 の項に掲げる場合にあつては、オ）に掲げる額及び当該住宅以外の建築物の床面積に応じたエ（2 の項及び 4 の項に掲げる場合にあつてはエ又はオ、6 の項に掲げる場合にあつてはカ又はキ）に掲げる額を合計した額

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。



議第 37 号

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部改正について

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例（昭和 47 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (1)北公園の陸上競技場の表中

個人 利用	一般(1人につき)	1回 200円 回数券 11片綴 2,000円	を
	小学生 中学生 高校生 高齢者 (1人につき)	1回 50円 回数券 11片綴 500円	

個人 利用	一般(1人につき)	1回 200 回数券 11片綴 2,000 年間利用料金 20,730	に
	小学生 中学生 高校生 高齢者 (1人につき)	1回 50 回数券 11片綴 500 年間利用料金 5,180	

改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議第 38 号

大垣市国民健康保険条例の一部改正について

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大垣市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 6 中「52 万円」を「54 万円」に改める。

第 17 条の 6 の 12 中「17 万円」を「19 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「52 万円」を「54 万円」に改め、同項第 2 号中「26 万円」を「26 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「47 万円」を「48 万円」に改め、同条第 3 項中「52 万円」を「54 万円」に、「17 万円」を「19 万円」に改め、同条第 4 項中「52 万円」を「54 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 17 条の 6、第 17 条の 6 の 12 及び第 21 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 27 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第 39 号

大垣市簡易水道の管理に関する条例の一部改正について

大垣市簡易水道の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市簡易水道の管理に関する条例の一部を改正する条例

大垣市簡易水道の管理に関する条例（平成 10 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び飲料水供給施設（以下「簡易水道」という。）」を削る。

第 2 条中「概ね次の表のとおり」を「旧上石津町の一部（別図）」に改め、同条の表を削る。

第 14 条第 1 項の表を次のように改める。

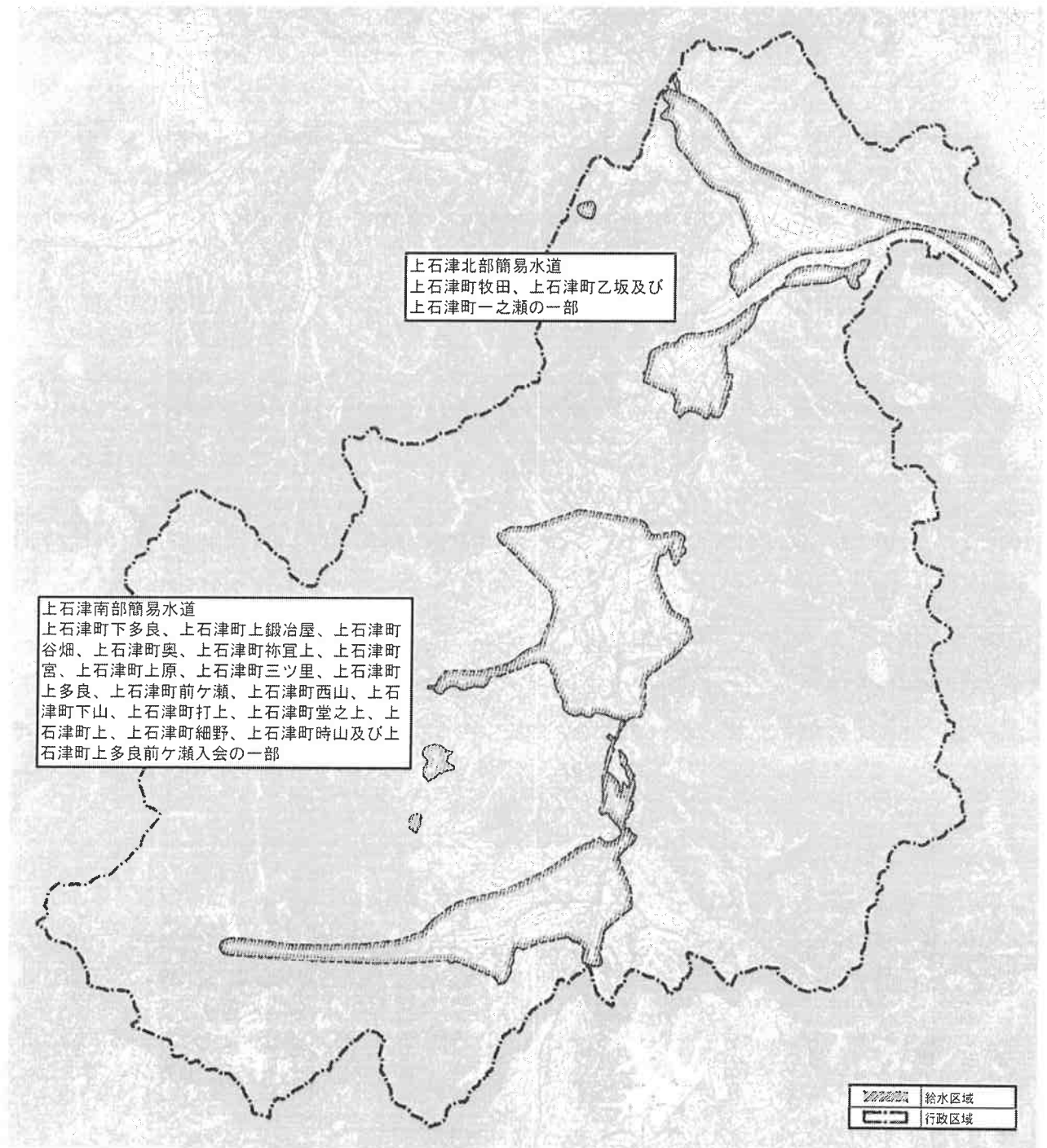
基本料金（1 月につき）	超過料金
10 立方メートルまで 648 円	1 立方メートルにつき 172.8 円

附則第 5 項中「上石津簡易水道又は上石津飲料水供給施設」を「簡易水道」に改める。

別図を次のように改める。

別図（第2条関係）

給水区域図



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例の一部改正)
- 2 大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例(平成17年条例第66号)の一部を次のように改正する。

別表第2 給水施設の項を次のように改める。

給水施設	大垣市簡易水道の管理に関する条例(平成10年条例第8号)第14条第1項の規定による料金
------	---

議第 40 号

大垣市都市公園条例の一部改正について

大垣市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市都市公園条例の一部を改正する条例

大垣市都市公園条例（昭和 50 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 切石緑地の項を削り、同表に次のように加える。

安井ふれあい公園	大垣市東前地内
----------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 1 号

大垣市道路占用料徴収条例等の一部改正について

大垣市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(大垣市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 1 条 大垣市道路占用料徴収条例(昭和 2 8 年条例第 2 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、納付書により」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、占用期間が翌年度以降にわたる場合における占用料は、初年度は同項に規定する時まで、翌年度以降は毎年 4 月末日(その日が市の休日に当たるときは、その翌日)までに、年度ごとに納付しなければならない。

(大垣市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第 2 条 大垣市準用河川流水占用料等徴収条例(平成 1 2 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「、納付書により」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合における流水占用料等は、初年度は同項に規定する時まで、翌年度以降は毎年 4 月末日(その日が市の休日に当たるときは、その翌日)までに、年度ごとに納入しなければならない。

(大垣市法定外公共物管理条例の一部改正)

第 3 条 大垣市法定外公共物管理条例(平成 1 5 年条例第 3 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項中「納入通知書により」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合における占用料等は、初年度は同項に規定する時まで、翌年度以降は毎年 4 月末日(その日が市の休日に当たるときは、その翌日)までに、年度ごとに納付しなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



議第 4 2 号

大垣市建築審査会条例の一部改正について

大垣市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市建築審査会条例の一部を改正する条例

大垣市建築審査会条例（平成 1 2 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 3 条から第 5 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 4 3 号

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部改正について

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部を改正する条例

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例（昭和 3 2 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 章中第 1 9 条の前に次の 1 条を加える。

（審査請求）

第 1 8 条の 2 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 4 4 号

大垣市家畜診療所設置条例等の廃止について

大垣市家畜診療所設置条例等を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市家畜診療所設置条例等を廃止する条例  
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 大垣市家畜診療所設置条例（昭和 5 4 年条例第 2 号）
- (2) 大垣市畜産諸手数料徴収条例（昭和 3 1 年条例第 6 号）

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第45号

大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定に基づき、大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約（平成13年12月18日議決）の一部を次のとおり変更するものとする。

平成28年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約  
大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約（平成13年12月18日議決）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

議第 4 6 号

新市まちづくり計画の変更について

旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 5 条第 7 項の規定に基づき、新市まちづくり計画（平成 1 7 年 2 月 2 1 日制定）を別冊のとおり変更するものとする。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

報第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

平成28年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

専第12号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成27年12月15日 専決

大垣市長 小川 敏

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額   | 1万5,000円   |
| 2 | 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●<br>●● ●●  |
| 3 | 事故の概要    | 平成27年10月22日午後1時50分頃、大垣市内原3丁目135番地において、江東小学校の清掃中、児童が扱ったリヤカーが相手方が駐車中の自動車に接触し、損害を与えた。 |

報第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

平成28年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

専第13号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成27年12月16日 専決

大垣市長 小川 敏

- |            |  |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額   | 10万1,000円  |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●<br>●● ●●  |
| 3 事故の概要    | 平成27年8月26日午前8時45分頃、大垣市丸の内1丁目22番地先において、道路側溝蓋と路面との間の段差により、同地先を通過した相手方自動車に損害を与えた。 |